

令和 3 年 4 月 21 日

市川市指定介護サービス事業者 各位

市川市福祉部福祉政策課

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定に係
る計画書の提出等について

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」という。）を算定する場合は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）及び市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に要する費用の額及び規則第 3 条第 3 項の第 1 号事業支給費の額等の算定に関する基準において、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出をすることと規定されており、当該届け出が必要となります。また、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、市町村長に届け出ていることと規定されています。さらに、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 3 年 3 月 16 日老発 0316 第 4 号）において、処遇改善加算等を取得しようとする介護サービス事業者等は、当該加算を取得する月の前々月の末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する市町村長に提出するものとされています。

令和 3 年度分の処遇改善加算等の算定に係る計画書については、令和 3 年 4 月 15 日までに提出することとしていましたが、本通知日以降の計画書等の取り扱いは下記のとおりとしますので周知致します。

記

1. 処遇改善加算等の算定に係る計画書について

(1) 令和 3 年度分について

介護職員処遇改善計画書、介護職員等特定処遇改善計画書を未提出の事業者については、令和 3 年 5 月 17 日迄（必着）に提出して下さい。提出の確認がとれない事業者については、令和 3 年 5 月より算定することができませんのでご注意下さい。

令和 3 年 5 月 18 日以降については、原則、加算を取得する前々月の末日までの提出が必要となります。

(2) 令和4年度以降について

原則、加算を取得する前々月の末日までに提出して下さい。提出がない場合は算定することができません。

2. 処遇改善加算等の実績報告について

(1) 処遇改善加算等を取得した事業者は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書、介護職員等特定処遇改善実績報告書を提出して下さい。

(2) 期限までに介護職員処遇改善実績報告書、介護職員等特定処遇改善実績報告書の提出がなされなかった場合は、指導の対象となることがあります。また、指導後も報告書の提出がなされなかった場合は、処遇改善加算等の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる場合があります。

以上

- 介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書並びに介護職員処遇改善実績報告書及び介護職員等特定処遇改善実績報告書の様式は市川市公式Webサイトに掲載しています。

【掲載場所】

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/wel01/1111000309.html>

ホーム > 暮らし > 暮らしのできごと > 高齢者 > 介護保険 > 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の届出について

【問い合わせ先】

市川市福祉部福祉政策課 施設グループ

〒272 - 8501 市川市八幡 1 - 1 - 1

TEL047-712-8548 (直通)